

にしん障害者みらいプラン(令和6年度～11年度) 進捗管理シート

施策分野1 差別の解消、意思決定支援、権利擁護の推進及び虐待の防止

○障害のある人が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるようになるには、その人の自己決定を尊重することが前提であり、その人に関わる全ての人が意思決定支援について理解することが必要です。
○アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことについて、障害のある人では3割程度、障害のある子どもでは6割程度が“ある”と回答しています。また、一般市民向けのアンケート調査では全体の4割程度の方が障害があることでの差別を見たり聞いたりしたことが「ある」と回答しており、本市においても依然として障害のある人への差別や不適切な行為が残っていることがうかがえます。社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消を進めるための取組を幅広く進めていくことが必要です。
○障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、市内企業向けアンケート調査では、障害者差別解消法について「内容は把握しているが、具体的な対策は検討できていない」、「名前程度なら聞いたことがある」、「知らない」が上位3項目となっており、一般市民だけではなく、企業に対しても障害についてや法制度に関する理解を広げていくことが必要です。
○社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消や、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に進めていくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①意思決定支援や権利擁護の推進、虐待の防止	・意思決定支援の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策 ・権利擁護部会との連携	地域福祉課 障害者福祉センター	【意思決定支援の推進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる相談・支援を実施した。 知的障害 234件(実人数11人) 精神障害 175件(実人数8人) 高次脳機能障害 31件(実人数5人) 身体障害 63件(実人数1人)	【意思決定支援の推進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる相談・支援の実施。	・本人の障害特性、家族の状況による不利益や権利侵害を受けることを防ぎ、自らの意思や希望に基づいた自分らしい生活が送れる者の増加。 ・市民後見人養成研修を通じて、市民の権利擁護に関する知識を深め、権利擁護やひいては地域福祉の担い手の育成を図る。 ・市民後見人による受任件数の増加。
			【成年後見制度の利用促進】 ・成年後見制度等の利用促進として後見制度利用の市長申立てを4件、後見人に対する報酬助成15件行った。 ・尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人養成研修を開催し、構成6市町にて35名が基礎研修を受講した。	【成年後見制度の利用促進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人養成研修を継続する。加えて愛知県による市民後見人研修受講者についても本地区で活躍するための補習制度を実施していく。	
			【虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策】 ・虐待受付件数 高齢者虐待22件、障害者虐待7件 ・医療、警察、保健、施設の職員等で構成される「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を1回開催し、本市における虐待対応状況の共有やケース検討を行い、関係機関の相互連携を深めた。	【虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策】 ・権利侵害からの回復を目的とし虐待対応を行う。 ・関係機関による「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を開催。 ・後見制度利用の市長申し立ての実施及び後見人に対する報酬助成を継続する。	
			【権利擁護部会との連携】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、支援者を対象に成年後見制度勉強会実施 R5.10.6 参加人数:31人 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、障害者支援施設職員を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施R5.12.24 参加人数:17人 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、市民を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施R6.2.29 参加人数:53人 障害者自立支援協議会・権利擁護部会において、コミュニケーション支援ボード(買い物編)の配付と周知を検討	【権利擁護部会との連携】 ・支援者を対象に権利擁護に関する勉強会を年1回実施 参加目標人数:100人 ・支援者を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を年1回実施 参加目標人数:100人	
②障害を理由とする差別の解消の推進、行政等における配慮の充実、心のバリアフリーの推進	・市職員への差別解消法研修の開催 ・障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発 ・まちづくりや市政への参加 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【市職員への差別解消法研修の開催】 ・市新規採用職員への障害者差別解消法研修を実施した。 ・市担当職員向けにユニバーサルカラーデザイン研修を1回実施した。	【市職員への差別解消法研修の開催】 ・市職員に対する障害者差別解消法の周知ならびに職員対応要領の周知の継続 1回/年	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上。 ・自立支援協議会への参加等を通じて障害のある人の参加が保障された市政。
			【障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発】 ・障害者差別解消法改正法施行に伴いインフレットを修正し市役所窓口や公共施設、市主催イベント等で配布するとともに、広報において法改正についての記事掲載により周知をはかった。 ・市民向けにユニバーサルマナーセミナー(差別解消法講演会)を実施した。	【障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発】 ・市民や企業、事業所等を対象とした障害理解の促進ならびに差別の解消や合理的配慮に関する啓発の継続	
			【まちづくりや市政への参加】 ・障害のある人に障害者政策委員会や自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議4回)。	【まちづくりや市政への参加】 ・障害のある人に障害者政策委員会や自立支援協議会委員として会議に参加してもらう。	
			【ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布】 ・12月の障害者週間に合わせて広報や庁内のデジタルサイネージにてヘルプマークの周知を行った。地域福祉課窓口及び障害者相談支援センターにおいて320個配布した。	【ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布】 ・ヘルプマークの配布 350個/年	

○アンケート調査では、日進市の公共施設等や生活している地域におけるバリアフリー整備について、障害のある人、障害のある子ども共に約半数以上が「満足している」と回答しています。一方で、心のバリアフリー環境については、障害のある人では約4割、障害のある子どもでは約6割が「満足していない」と回答しており、ハード面のバリアフリー化に対してソフト面のバリアフリー化の一層の推進が求められます。

○また、外出時の困りごとについて障害のある人では「電車など公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」が多く回答されています。障害のある人が移動しやすい環境を整備していくことが必要です。

○障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①居住の場の確保、住まいのバリアフリー化	・住宅に関する情報共有・連携 ・地域生活支援拠点等の充実 ・グループホームの充実 ・リフォームヘルパー、住宅改修費の助成	地域福祉課 障害者福祉センター 都市計画課 介護福祉課	【住宅に関する情報共有・連携】 ・緊急時の一時的な宿泊等に対応した居室確保事業を継続実施した(利用者0人)。 ・空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、HP、広報等の各種媒体の活用し、全市民に対して周知活動を行った。 【地域生活支援拠点等の充実】 ・地域生活支援拠点等の機能充実について、障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会にて意見交換を行った。 【グループホームの充実】 【リフォームヘルパー、住宅改修費の助成】	【住宅に関する情報共有・連携】 ・緊急時の一時的な宿泊等に対応した居室確保事業を継続実施。 ・空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、HP、広報等の各種媒体の活用を継続する。また、地元自治会等への制度の周知等の働きかけを行う。 【地域生活支援拠点等の充実】 ・地域生活支援拠点等の機能充実について障害者自立支援協議会専門部会において継続検討する。 【グループホームの充実】 【リフォームヘルパー、住宅改修費の助成】	・障害のある人が地域で暮らすための課題を把握し、課題解決のための具体的な取組を検討、実施することができる。 ・地域で安心して暮らしていける体制整備。 ・空家バンクの認知度が上がり、空家が減少し良好な住環境が確保されている。
②障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリーに関する情報提供	財務政策課 施設所管課	【公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化】 ・相野山小学校トイレ改修において、車椅子で利用できるトイレブースを設置した。 ・特別支援学級担当者等と協議を行い、梨の木小学校特別支援教室を新たに整備した。 【バリアフリーに関する情報提供】 ・障害児その他支援の必要なお子さんの療育に関する保育士研修を5回開催し、176人が参加した。	【公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化】 ・改修や新設時においては、バリアフリー及びユニバーサルデザイン配慮したデザインとする。 【バリアフリーに関する情報提供】 ・障害児その他支援の必要なお子さんの療育に関する保育士研修を、年5回以上開催する。	・公共施設において、バリアフリー及びユニバーサルデザイン配慮したデザインとすることを目指す。 ・市内すべての保育士が療育に関する知識を有し、保育園等で支援できるようにすることを目指す。

施策分野3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○アンケート調査では、障害のことや障害福祉サービスなどに関する情報を知る機会について、障害のある人では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報誌」、「かかりつけの医師や看護師」が多く回答されています。また、障害のある子どもでは「インターネット」が最も多く回答されています。障害のある人が必要な時に必要な情報を得ることができるよう、情報アクセシビリティの向上に向けた取組を進めていくことが必要です。

○本市の地域生活支援事業における意思疎通支援事業について、利用者は前計画の計画値を大きく上回ったものの、支援者は1名設置のまま推移しています。今後の利用ニーズを適切に見込みつつ、意思疎通支援従事者の養成を進め、支援者の増員を検討していく必要があります。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①情報アクセシビリティの向上	・障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供 ・ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供】 ・市で作成するパンフレットやガイドブック等の印刷物の作成時、障害特性に応じた配慮を行った。 ・にしんの福祉にて周知した。 【ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供】 ・社会福祉協議会職員を対象にICT体験講座(情報保障アプリの活用編)を実施。 参加人数:18人	【障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供】 ・障害特性に応じた情報提供の継続。 ・にしんの福祉にて周知を継続実施。 【ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供】 ・支援者を対象に、ICT機器を利用した支援に関する体験講座を年1回開催。 参加目標人数:20人 ICT機器を利用したい当事者と支援団体とをつなぐコーディネート の仕組みを整備。	・障害のある人も情報を得やすいよう、配慮できる。 ・市からの情報発信の際に合理的配慮の視点を持つことができる。 ・障害のある人が必要な情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上。
②意思疎通支援の充実	・意思疎通支援の活用 ・窓口でのコミュニケーション方法の充実 ・コミュニケーション支援ボードの周知 ・意思疎通支援者の養成	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【意思疎通支援の活用】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、買い物時のコミュニケーション支援のために「お買い物サポートカード」を作製し、市内のコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアなどの協力店に配布、設置した。 【窓口でのコミュニケーション方法の充実】 ・市役所の窓口到手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者または要約筆記者を派遣した(手話通訳者設置27件、手話通訳者派遣67件、要約筆記者派遣9件)。 【コミュニケーション支援ボードの周知】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、買い物時のコミュニケーション支援のために「お買い物サポートカード」を作製し、市内のコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアなどの協力店に配布、設置した。 【意思疎通支援者の養成】 ・手話奉仕員養成講座(入門、基礎)を日進、豊明、長久手、東郷の4市町合同で開催し、日進市からは8人が修了した。 ・要約筆記奉仕員養成講座を長久手市と合同で開催し、日進市からは 3人が修了した。 ・市民を対象に、聞こえに関する支援ボランティア講座(要約筆記)を計4回実施。 参加人数:42人(延べ)	【意思疎通支援の活用】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、コミュニケーション支援ボードの周知の継続 【窓口でのコミュニケーション方法の充実】 ・手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続実施。 【コミュニケーション支援ボードの周知】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、コミュニケーション支援ボードの周知の継続 【意思疎通支援者の養成】 ・手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を継続 15人/年	・手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣による意思疎通支援の充実。 ・意思疎通支援に関する養成講座受講者の増加

施策分野4 防災、防犯、感染症対策の推進

○アンケート調査では、火事や地震などの災害時に一人で避難できると思うかについて、「できないと思う」の回答は障害のある人では約4割、障害のある子どもでは約7割となっています。また、火事や地震などの災害時、近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」「わからない」の回答が障害のある人では約6割、障害のある子どもでは約7割となっています。災害時に備え、地域との関係性を構築していくことが必要です。

○一般市民向けアンケート調査では、障害者の避難所生活において、どのような配慮が必要か知っているかについて、「いいえ(知らない)」の回答が8割以上となっています。障害のある人に配慮した環境整備を進めるだけではなく、災害時における障害のある人への配慮について広く周知、啓発していく必要があります。

○障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①防災対策の推進	・当事者の意見を反映した避難所環境の確保 ・支援者向けサポートブックの活用 ・地域防災訓練の参加促進 ・地域BCPの推進 ・緊急通報サービスの周知 ・防災及び減災対策の支援	防災交通課 地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【当事者の意見を反映した避難所環境の確保】 ・避難所開設運営訓練参加者(赤池小学校区、南小学校区の地域住民)に対して災害時要援護者への配慮について、日進市障害者自立支援協議会権利擁護部会より啓発を実施。参加者:40人 ・医療的ケア児の保護者に対し、災害時要援護者地域支援制度を周知するよう関係課と調整した。	【当事者の意見を反映した避難所環境の確保】 ・防災訓練参加者に対して災害時要援護者への配慮についての講話や避難所内での当事者模擬体験等を実施する。参加者:100人 ・医療的ケア児の保護者に対し、災害時要援護者地域支援制度を周知を継続する関係課と調整していく。	・災害時の避難生活における障害特性に応じた配慮についての理解が深まる ・災害時に専門職による支援が必要な要配慮者について把握できる ・障害のある人に配慮した環境整備。 ・地域住民が、災害時における障害者の方に必要な対応を学ぶことで、障害者の方が地域での安否確認や避難誘導をはじめ避難所運営を円滑かつ安心して受けられるようにする。 ・障害のある人に配慮した環境整備。
			【支援者向けサポートブックの活用】 ・障害特性に応じて要配慮者の避難生活を支援するため、避難所開設訓練においてサポートブックを配布する等周知を行った。	【支援者向けサポートブックの活用】 ・避難所における支援者向けのサポートブックの周知の継続。	
			【地域防災訓練の参加促進】	【地域防災訓練の参加促進】	
			【地域BCPの推進】	【地域BCPの推進】 ・個別のケースから、地域BCPについて検討する。	
			【緊急通報サービスの周知】 ・在宅で生活している聴覚、音声、言語機能障害のある人122名に対し消防署が実施する緊急通報NET119についての説明会の案内を送付した。	【緊急通報サービスの周知】 ・消防署と連携し、緊急通報NET119の説明会案内や周知の継続。	
			【防災及び減災対策の支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。	【防災及び減災対策の支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。	
②防犯対策の推進	・関係機関と連携した防犯対策の啓発 ・消費生活トラブルの防止	防災交通課 市民協働課	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・老人クラブ(希望制)に対して、愛知警察署員による防犯講話、DVD鑑賞(各日1時間程度)を実施した。参加人数:延べ137人、計7回/年	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・各老人クラブの希望に合わせて実施。	・各地域において防犯に関する関心を高め、また愛知警察署とのかかわりの中で、事件事故の未然防止は元より、「何かあっても相談しやすい」、「一人で抱え込まない」地域づくりを目指す。 ・消費生活センターを身近に感じてもらい、被害に遭ってからだけではなく被害に遭いかけている段階での相談を増やす。
			【消費生活トラブルの防止】 ・老人クラブ(希望制)に対して、消費生活相談員による消費トラブル講座(各日1時間程度)を実施した。参加人数:延べ199人、計9回/年	【消費生活トラブルの防止】 ・各老人クラブの希望に合わせて実施。	
③感染症対策の推進	・感染症対策の支援	介護福祉課 子育て支援課	【感染症対策の支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。	【感染症対策の支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。 ・感染症対策の国庫当補助があった場合には、事業所の申請を補助する。	・障害のある人に配慮した環境整備。

施策分野5 保健・医療の推進

○本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。精神障害がある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健・医療等を適切に提供していく必要があります。

○障害のある人の高齢化が進んでおり、本市においては特に80代以上の身体障害者手帳所持者数が一貫して増加傾向にあります。高齢化による障害の重度化・重複化の予防に留意しつつ、地域医療体制等の充実を図っていく必要があります。

○障害のある人やその家族が身近な地域に必要な医療等を受けることができるよう、医療機関との連携強化が必要です。

○保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進していくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①保健・医療の充実等	・医療費助成制度の周知 ・関係機関との連携強化 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域福祉課 障害者福祉センター 保険年金課	【医療費助成制度の周知】 ・ホームページに医療費助成について掲載し、周知、広報を行った。 ・広報7月号にて障害者手帳の案内とともに、医療費助成について周知、広報を行った。 ・新規受給者や更新受給者に対し、案内チラシで周知、広報を行った。	【医療費助成制度の周知】 ・ホームページに医療費助成について掲載し、周知、広報を行う。 ・広報にて障害者手帳の案内とともに、医療費助成について周知、広報を行う。 ・新規受給者や更新受給者に対し、案内チラシで周知、広報を行う。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・案内周知を徹底することにより、福祉医療費助成対象の漏れをなくし、重症化前の適切な医療受診を促す。それにより、疾病等の早期予防・治療に繋げ、高齢化が進んでも健やかで安心した生活が送れるような環境作りを目指す。
			【関係機関との連携強化】 ・地域共生連携ネットワークの登録促進のため、障害福祉サービス事業所も対象とした多職種向けのヘルピーネット研修会を1回開催した。	【関係機関との連携強化】 ・医療、福祉の関係事業所向けの地域共生連携ネットワークの登録促進に向けた働きかけを継続する。 1回/年	
			【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの周知のため障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会にて「にっしんココロの応援ガイドブック」を作製し市役所窓口や障害者相談支援センターに設置した。ガイドブック作製にあたっては、市内及び近隣の医療機関や管内保健所の協力を得て心の相談に関する診療情報を掲載した。	【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】 ・障害者自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設ける。 1回/年 ・「にっしんココロの応援ガイドブック」の周知を継続する。	
②障害の原因となる疾病等の予防	・健康診査やがん検診の受診促進 ・糖尿病重症化予防 ・健康づくり、健康管理や疾病に関する啓発 ・介護予防事業の利用促進	地域福祉課 保険年金課 健康課	【健康診査やがん検診の受診促進】 ・40歳以上の人と節目年齢者へがん検診等受診券を送付した。 （健康課発送分:34,044通、日進市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者は保険年金課より発送） ・30代さわやか健診の対象者の一部へ受診券を送付した。(1,596通) ・30代さわやか健診と女性がん(乳がん・子宮がん)検診の受診券を一体化し、申込みを簡素化した。 ・節目成人歯周病健診の対象者へ受診案内通知を送付した。(13,870通) ・20歳・25歳の節目成人歯周病検診の案内に女性がん(乳がん・子宮がん)検診のチラシを同封した。(女性のみ)(930通) ■成人歯周病検診の受診券と問診票を一体化し、受診者の利便性を図った。 ・特定健診:40～74歳の人に対して、7月・10月・12月に計9日間、保健センターにて生活習慣病予防を目的とした集団健診を行った。またR5.6月～11月に市内指定医療機関にて個別健診を行った。受診者4,201人。 ・後期高齢者医療健診:75歳以上の人に対して、6月～11月に市内指定医療機関にて個別健診を行った。受診者3917人。	【健康診査やがん検診の受診促進】 ・健診・がん検診を受診しやすい体制を整備する。 ・40歳以上の人と節目年齢者へがん検診等受診券を送付する。 ・30代さわやか健診の対象者の一部へ受診券を送付する。 ・節目成人歯周病検診対象者へ受診案内通知を送付する。 ・特定健診:40～74歳の人に対して、生活習慣病予防を目的とした集団健診を実施する。 また市内指定医療機関にて個別健診を実施する。 ・後期高齢者医療健診:75歳以上の人に対して、市内指定医療機関にて個別健診を実施する。	・障害の原因となる生活習慣病等を予防するため、一人ひとりが健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むことができる。 ・糖尿病及び糖尿病性腎症重症化の早期把握・早期対応により糖尿病性腎症の重症化予防及び糖尿病性腎症からの人工透析患者割合の減少を目指す。 ・個々の健康状態を振り返る機会を設けることにより、行動変容へと導くきっかけとし、健康習慣を身に付けてもらいたい。 ・一般介護予防事業の参加者の増加。 ・疾病や要介護状態となるリスクの高い人に予防策を講じることにより、その発生防止や重症化予防を目指す。
			【糖尿病重症化予防】 ・糖尿病受診勧奨訪問:R5.8月、健診の結果、血糖値が医療機関への受診が必要な数値にもかかわらず、未治療である人に対して、勧奨通知・家庭訪問・レセプトによる受診確認を行った。16件通知、15件訪問。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業:R5.7月～R6.1月、糖尿病性腎症重症化予防段階の人に対して、専門保健師・看護師の指導のもと病気の特徴と予防方法について学ぶ機会を作り、行動変容確認を行った。指導終了1年後には、希望者にフォローアップ支援を行っている。また、かかりつけ医提出の診療データを基に効果測定を実施した。保健指導3人、フォローアップ支援4人。	【糖尿病重症化予防】 ・糖尿病受診勧奨訪問:健診の結果、血糖値が医療機関への受診が必要な数値にもかかわらず、未治療である人に対して、勧奨通知・家庭訪問・レセプトによる受診確認を実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業:糖尿病性腎症重症化予防段階の人に対して、専門保健師・看護師の指導のもと病気の特徴と予防方法について学ぶ機会を作り、行動変容確認を行い、指導終了1年後には、希望者にフォローアップ支援を行う。また、かかりつけ医提出の診療データを基に効果測定を実施する。	
			【健康づくり、健康管理や疾病に関する啓発】 ・健康づくりにチャレンジし一定のポイント獲得者に、県内の協力店で特典が受けられる優待カードを交付した。(交付枚数1,387人) ・生活習慣病予防の周知・啓発の一環として生活習慣病予防講演会を実施した。(参加者39名)	【健康づくり、健康管理や疾病に関する啓発】 ・健康づくりのための運動を継続的に取り組む市民が増えるよう、健康マイレージ事業の普及啓発を行う。	
			【介護予防事業の利用促進】 ・65歳以上の高齢者を対象に、一般介護予防事業として運動、口腔、栄養機能向上や認知症をテーマとした講演会や教室を開催し、延べ1,986人が参加した。 ・生活習慣病予防講演会:R6.1月、国民健康保険被保険者等に対し、生活習慣病重症化予防及びフレイル予防の目的で講演会を実施した。参加者46名。	【介護予防事業の利用促進】 ・保健事業と介護予防の一体的実施を通じて、高齢期の初期からフレイル予防の啓発を行い、生活機能の維持、重度化防止をはかる。 ・生活習慣病予防の周知・啓発の一環として生活習慣病予防講演会を実施する。 ・生活習慣病予防講演会:国民健康保険被保険者等に対し、生活習慣病重症化予防及びフレイル予防の目的で講演会を実施する。	

施策分野6 自立した生活の支援

○アンケート調査では、障害のある人が地域で生活するために必要な支援について、障害のある人では「生活費の負担が軽減されること」や「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」が、障害のある子どもでは「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」や「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が多く回答されています。また、障害福祉サービス事業所では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応などの充実」、「経済的な負担の軽減」が多く回答されています。年齢や障害の程度などによって異なるニーズに適切に対応しつつ、障害福祉サービスや生活支援の充実を推進し、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるようにすることが必要です。

○障害のある人の地域移行を推進し、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民がお互いに人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが求められます。

○障害のある人及び障害のある子どもが、基本的人権を持つ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう取り組んでいくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①相談支援体制の充実	・相談支援事業所への支援 ・窓口等における障害特性に応じた対応 ・包括的な相談支援体制の構築 ・ピアサポートの推進 ・本人、家族の相談支援の充実	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【相談支援事業所への支援】 ・相談支援専門員向けの研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。 【窓口等における障害特性に応じた対応】 ・基幹相談支援センター相談員を14人(常勤11人、非常勤3人)配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談件数:10,468件 【包括的な相談支援体制の構築】 ・基幹相談支援センター相談員を14人(常勤11人、非常勤3人)配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談件数:10,468件 ・市内特定相談事業所の相談員も参加し、個別ケースの検討会を6回開催。 【ピアサポートの推進】 ・肢体不自由ママ・パパのためのピアサポート「しゃべり場」を隔月1回実施。参加人数:延べ15人 ・談話会の実施 8回/年 109名 【本人、家族の相談支援の充実】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加人数:112名	【相談支援事業所への支援】 ・地域共生連携ネットワークを通じた研修等の案内の継続。 ・市内特定相談事業所の相談員も参加し、個別ケースの検討会を6回開催。 【窓口等における障害特性に応じた対応】 ・基幹相談支援センター相談員を14人名配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談目標件数:12,000件 【包括的な相談支援体制の構築】 ・基幹相談支援センター相談員を14人名配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談目標件数:12,000件 【ピアサポートの推進】 ・肢体不自由ママ・パパのためのピアサポート「しゃべり場」を隔月1回実施。参加目標人数:延べ20人 ・談話会の継続。 【本人、家族の相談支援の充実】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者を対象に、学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加目標人数:120名	・地域共生連携ネットワークを活用した支援連携(患者情報数)の増加。 ・障害福祉サービスの質の向上。
②在宅サービス等の充実	・障害福祉サービスの充実、利用の適正化 ・地域生活支援事業の充実 ・市独自サービスの継続	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【障害福祉サービスの充実、利用の適正化】 【地域生活支援事業の充実】 【市独自サービスの継続】 ・日常生活用具の給付やタクシー料金助成等の事業を継続実施した。日常生活用具1,270件、タクシー助成利用9,018件、リフト付きタクシー助成利用472件。	【障害福祉サービスの充実、利用の適正化】 ・障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会として、事業所や相談員等の支援者を対象にネットワーク勉強会を年1回実施。参加目標人数:100人 【地域生活支援事業の充実】 ・障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会として、事業所や相談員等の支援者を対象にネットワーク勉強会を年1回実施。参加目標人数:100人 【市独自サービスの継続】 ・日常生活用具の給付やタクシー料金助成等の事業の継続実施。	・在宅サービス等の充実。 ・発達が気になる子どもの保護者が、互いに支えあうことができる。
③障害のある子どもに対する支援の充実	・子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実 ・ライフステージに沿った切れ目のない支援 ・インクルージョンの推進 ・家族支援 ・特別な支援が必要な障害児の支援	障害者福祉センター 子育て支援課 こども課 健康課 学校教育課	【子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実】 ・子ども発達支援センター職員配置状況 相談員:7人(常勤5人、非常勤2人)、作業療法士:1人(常勤)、理学療法士:1人(非常勤)、言語聴覚士:1人(非常勤)、看護師:1人(常勤) 【ライフステージに沿った切れ目のない支援】 ・子育て世代包括支援センターおよび併走型相談支援の体制整備をし、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を確立した。 ・早期療育支援として健診事後教室(ちびっ子教室)を月1回4グループに実施。参加者:延べ514人(実187人) ・こぼの相談を年間32回実施。相談者80人 ・聴覚異常の早期発見のため、新生児聴覚検査の費用助成を実施。助成人数:790人 【インクルージョンの推進】 ・毎月、市内の保育園、小規模事業所、認可外施設に対し、指導保育士経験者等の支援員が訪問して支援が必要なお子さんの保育内容等のアドバイスを行う巡回支援を、延べ190回実施した。 【家族支援】 ・子ども発達支援センターにおいて、親子通園事業を94回実施。実利用人数:23組。定員10名実施。 ・子ども発達支援センターにおいて、保護者談話会を8回開催。参加人数109人 ・子ども発達支援センターにおいて、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングを24回実施。参加人数:180人 ・自立支援協議会子ども部会 6回 ・巡回相談 123回 ・医療的ケア児学校等訪問看護事業 利用者1名 【特別な支援が必要な障害児の支援】 ・令和6年1月に、令和6年度から保育園の利用を開始する医療的ケア児に対する医療的ケアの実施を検討するため、検討委員会を開催した。	【子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実】 ・子ども発達支援センター職員配置状況 相談員:7人(常勤6人、非常勤1人)、作業療法士:1人(常勤)、理学療法士:1人(非常勤)、言語聴覚士:1人(非常勤)、看護師:1人(常勤) 【ライフステージに沿った切れ目のない支援】 ・こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を確立する。 早期療育支援として健診事後教室(ちびっ子教室)を実施。 こぼの相談を実施。 聴覚異常の早期発見のための、新生児聴覚検査の費用助成を実施。 【インクルージョンの推進】 ・毎月、市内の保育園、小規模事業所、認可外施設に対し、支援が必要なお子さんの保育内容等のアドバイスを行う巡回支援を、延べ250回実施する。 【家族支援】 ・子ども発達支援センターにおいて、親子通園事業を実施。実施目標回数:96回 ・子ども発達支援センターにおいて、保護者談話会を11回開催。参加目標人数:200人 ・子ども発達支援センターにおいて、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングを24回実施。参加目標人数:220人 ・自立支援協議会子ども部会、巡回相談、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム、医療的ケア児学校等訪問看護事業の継続。 【特別な支援が必要な障害児の支援】 ・保育園の利用申込を受けたすべての医療的ケア児について、申込年度内に保育園での受け入れを開始する。	・市内の保育園、小規模事業所、認可外施設が、利用を希望する支援が必要なお子さんをすべて受け入れられるようになる。 ・乳幼児健診や相談事業を通して障害の早期発見に努め、子ども発達支援センターや保健センター、こども家庭センター等の関係機関と連携し、早期療育を目指す。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備することで、不安を解消し安心して子育てができる。 ・障害の有無に関わらず、子どもとして成長していく機会が確保されている。 ・保育園の利用を申し込むすべての医療的ケア児について、申込年度内に100%受け入れることを目指す。
④障害福祉サービスの質の向上、障害福祉を支える人材の育成・確保	・障害福祉を支える人材の確保 ・人材育成の取組 ・ハラスメント対策	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【障害福祉を支える人材の確保】 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議4回)。 【人材育成の取組】 ・障害理解と差別の解消や合理的配慮について学ぶ障害者差別解消法講演会(ユニバーサルマナーセミナー)を開催した。 ・市内サービス提供事業者に向け、愛知県等が実施する研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議4回)。 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、支援者を対象に成年後見制度勉強会実施。参加人数:31人 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、障害者支援施設職員を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施。参加人数:17人 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、市民を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施。参加人数:53人 ・発達障害の理解に関する勉強会を実施。参加人数:133名 【ハラスメント対策】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、障害者支援施設職員を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施。参加人数:17人 ・市内サービス提供事業者に向け、愛知県等が実施する研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。	【障害福祉を支える人材の確保】 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらう。 【人材育成の取組】 ・市、障害者福祉センター、または障害者自立支援協議会専門部会主催の市内障害福祉サービス提供事業者を対象とした研修、講演会等の実施を継続する。3回/年 ・地域共生連携ネットワークを通じた他研修等の案内の継続 【ハラスメント対策】 ・市、障害者福祉センター、または障害者自立支援協議会専門部会主催の市内障害福祉サービス提供事業者を対象とした研修、講演会等の実施を継続する。3回/年 ・地域共生連携ネットワークを通じた他研修等の案内の継続	・障害福祉を支える人材の確保。 ・市等が主催する支援者向け研修参加者の増加

施策分野7 教育の振興

○障害のある子ども向けアンケート調査では、学校に求めることとして、「一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること」、「先生の配慮や理解」、「生徒の配慮や理解」が多く回答されています。障害の程度や状況は一人ひとり異なるため、子どもの状態に応じた学習指導方法を構築できるようにしていくことに加え、教員や他の児童生徒に対しても障害に対する理解促進を図り、障害のある子どもが安心して学校等で学ぶことができるように環境整備や合理的配慮の提供に努めていくことが必要です。

○また、高等学校・高等部卒業後の日中の過ごし方として「短大・大学・専門学校などに通いたい」が4割程度回答されています。幼児教育から大学教育までの一貫した教育支援を行うとともに、学校卒業後も多様な学びの機会を提供し、生涯にわたる多様な学習機会の充実を図ることが必要です。

○障害のある人が、学校卒業後も含め、一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	・福祉と教育の連携強化 ・専門員の充実 ・児童・生徒のメンタルケア ・個別支援体制の充実 ・学校卒業後の進路選択支援	地域福祉課 障害者福祉センター 学校教育課	【福祉と教育の連携強化】 ・障害者自立支援協議会子ども部会において、特別支援コーディネーター研修に協力。(年1回) ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に拠点校配置したのに加えて、教育委員会にも配置し、こども家庭室との連携を図った。また、夏季休業期間中も勤務日とし、相談体制の拡充を図った。(5名) ・福祉協力校として、市内全ての小・中・高等学校を指定 【専門員の充実】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。(年2回) ・小中学校に特別支援学級の担任の補助をする特別支援学級補助を配置し、特別支援教育の充実を図った。 特別支援学級講師配置状況 小学校:11人 中学校:5人 学級支援介助員配置状況 小学校:27人 中学校:4人 【児童・生徒のメンタルケア】 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行った。 ・心の教室相談員を分校を含む中学校5校に配置 ・スクールカウンセラーを市内小中学校に配置(小学校3名、中学校5名) ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に拠点校配置したのに加えて、教育委員会にも配置し、こども家庭室との連携を図った。また、夏季休業期間中も勤務日とし、相談体制の拡充を図った。(5名) ・臨床心理相談事業実績(128回実施) 【個別支援体制の充実】 ・特別支援学級在籍児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とした。通級による指導が行われている児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とした。 【学校卒業後の進路選択支援】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、年1回、学校卒業後の進路選択支援として、障害がある、もしくはあると思われる子どもの保護者向けに福祉的就労説明会を開催し63人が参加した。 ・特別支援員が就学前の児童に対し、就学相談を学校教育課窓口及び就学予定の小中学校で63件実施した。	【福祉と教育の連携強化】 ・障害者自立支援協議会子ども部会において、特別支援コーディネーター研修に協力する。 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行う。 ・継続して福祉協力校の指定する。 【専門員の充実】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。(年2回) 【児童・生徒のメンタルケア】 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行う。 ・心の教室相談員を分校を含む中学校5校に配置の継続。 スクールカウンセラーを市内小中学校に配置(小学校3名、中学校5名) し、スクールソーシャルワーカーを教育委員会と各中学校区に拠点校配置の継続。 臨床心理相談事業実施。(相談に応じて行う) ・就学前の保護者からの相談に応じて、特別支援員が就学前の児童に対し、就学相談を学校教育課窓口及び就学予定の小中学校で実施する。 【個別支援体制の充実】 ・その時の学校の状況に応じて、小中学校に特別支援学級の担任の補助をする特別支援学級補助を適切な人数を配置し、特別支援教育の充実を図る。 ・継続して、特別支援学級在籍児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とする。 また、通級による指導が行われている児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とする。 【学校卒業後の進路選択支援】 ・福祉的就労説明会の開催 1回/年	・福祉的就労説明会への参加者の満足度向上 ・就学前に就学に係る支援を行う就学相談や、福祉と教育の連携強化、各学校での専門員、相談員の配置、個別の支援体制の計画作成といった、特別支援教育の充実を図り、障害の有無に関わらずすべての子供たちが一緒に学び育つことを目指す。
②教育環境の整備	・福祉実践教室の充実 ・当事者や団体との連携 ・学校・教員等への研修 ・大学との連携	市民協働課 地域福祉課 社会福祉協議会 障害者福祉センター 学校教育課	【福祉実践教室の充実】 ・福祉実践教室を15校延べ22回開催。参加児童・生徒数は延べ2,910名 【当事者や団体との連携】 ・伸びゆく子教育作品展を開催した。(年1回) 【学校・教員等への研修】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。(年2回) ・各学校で、児童生徒に向けて障害者差別解消に関する説明を実施した。 【大学との連携】 ・市内2大学との大学連携事業を通じ、12月の障害者週間中に図書館における啓発展示を行った。 ・大学と協働して、障害のある子が地域の子ども達と交流を図るとともに、夏休みの思い出作りができるよう、チャレンジド夏祭りを開催。R5.9.2 ・子ども発達支援センターにおいて、大学生の実習を受入れた。 受入れ実績:16人	【福祉実践教室の充実】 ・福祉実践教室を各学校と協働で開催し、児童生徒に参加していただく。 【当事者や団体との連携】 ・伸びゆく子教育作品展を開催する。(年1回) 【学校・教員等への研修】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。(年2回) ・各学校で、児童生徒に向けて障害者差別解消に関する説明を実施する。 【大学との連携】 ・大学や障害者自立支援協議会専門部会との連携を通じ、障害理解の啓発を継続する。1回/年 ・提案型大学連携協働事業を継続実施する ・大学と協働して、障害のある子が地域の子ども達と交流を図るとともに、夏提案型大学連携協働事業を継続実施する休みの思い出作りができるよう、チャレンジド夏祭りを年1回開催。 ・子ども発達支援センターにおいて、大学生の実習、ボランティアの受入れ。	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上 ・学校や教員、児童に対して、障害者差別解消に関する説明する場や機会を設け、障害について理解していくことを目指す。 ・福祉協力校の指定および福祉実践教室を通して、児童生徒が障害がある方々やその支援者と出会い、支援技術を学ぶだけでなく、地域で共に生きる心を養う機会をしていきたい。 ・子どもたちが学ぶ機会であると同時に、障害がある方々やその支援者(各種ボランティア)が思いや支援方法を伝える役割を担っていただく機会(地域における活躍の機会)と位置付ける。 ・障害のあるなしに関わらず、将来ボランティア(福祉実践教室等)の講師をしてもらえるよう養成する。 ・将来の担い手、やりがいにつなげる。 ・大学の特色を活かした提案型連携協働事業を実施

施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援

○本市の就労系サービスのうち、特に就労継続支援B型の利用者は一貫して増加傾向にあり、ニーズが高いことが伺えます。サービス事業所との連携推進を図りながら、引き続き就労系サービスの提供を充実していくことが必要です。
○アンケート調査では、障害のある人が就労する上で必要な支援について、障害のある人、障害のある子ども、障害福祉サービス事業所いずれも「職場の障害への理解」が最も多く回答されています。障害のある人の回答では、職場での合理的配慮を受けた経験がある人がいる一方で、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」と回答した人の3割程度が「職場」と回答しており、職場による差が大きいことが伺えます。障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、企業に対して障害への理解促進を図る取組を進める必要があります。
○働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①総合的な就労支援	・総合的な就労支援 ・就労支援事業所への支援 ・就労部会や関係機関の連携 ・くらしサポート窓口との連携	地域福祉課 介護福祉課	【総合的な就労支援】 ・障害者福祉センター内に就労・生活総合支援コーディネーターを配置し、就労面及び生活面での支援を実施した。 【就労支援事業所への支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。 【就労部会や関係機関の連携】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害のある人が就労している現場を見学するバスツアーを支援者及び本人や保護者向けに2回開催し、一般企業担当者と部会員による座談会を1回開催した。 【くらしサポート窓口との連携】 地域福祉課内に2名の相談員を配置(くらしサポート窓口)し、連携を図った。	【総合的な就労支援】 ・就労・生活総合支援コーディネーターの配置の継続 【就労支援事業所への支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。 【就労部会や関係機関の連携】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、当事者や事業所から課題抽出及び解決に向けた取組を継続する。 【くらしサポート窓口との連携】 地域福祉課内に3名の相談員を配置(くらしサポート窓口)し、地域福祉課のみならず、関係各課との連携を強化する。	・就労・生活総合支援コーディネーターによる一般就労者数の増加 ・総合的な就労支援。
②障害者雇用の促進	・障害者雇用に関する制度や助成の周知 ・地元雇用の促進及び普及啓発	地域福祉課 障害者福祉センター 産業振興課	【障害者雇用に関する制度や助成の周知】 ・障害者差別解消法改正法施行に伴いインフレットを修正し市役所窓口や公共施設、市主催イベント等で配布するとともに、広報において法改正についての記事掲載により周知をはかった。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。 相談・支援件数:400件 【地元雇用の促進及び普及啓発】 ・地元雇用を促進するために、商工会と障害者就労移行事業所やハローワークとの交流を促進し、障害への理解を深め、雇用を支援を行った。	【障害者雇用に関する制度や助成の周知】 ・障害理解の啓発を継続し、職場における障害理解の推進をはかる。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。支援目標件数:400件 【地元雇用の促進及び普及啓発】 ・地元雇用を促進するために、商工会と障害者就労移行事業所やハローワークとの交流を促進し、障害への理解を深め、雇用を支援を行う。	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上
③障害特性に応じた就労支援	・施設外就労支援事業の充実 ・優先調達に関する啓発 ・多様な就労等に関する支援	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【施設外就労支援事業の充実】 ・市内就労支援事業所に委託し、施設外就労支援事業(にっしん版チャレンジ雇用)を220日実施した。 【優先調達に関する啓発】 ・障害者就労施設等から調達できる物品やサービスをまとめた冊子を更新し、ホームページや市役所窓口、市内公共施設などで配布した。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、庁内及び指定管理者等へ周知した。R5実績 2,445,080円 【多様な就労等に関する支援】 ・障害福祉サービス給付により就労を支援した(年1回)。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。相談・支援件数:400件 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加人数:112名 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害のある当事者・保護者を対象に、障害雇用の職場環境や実際に働いているの方の姿を見に行くバスツアーを開催。参加人数:6人	【施設外就労支援事業の充実】 ・施設外就労支援事業の継続 230日/年 【優先調達に関する啓発】 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知を継続する ・市内障害者就労施設等から調達できる物品・作業カタログの更新 1回/年 【多様な就労等に関する支援】 ・障害福祉サービス給付による就労の支援を継続実施(年1回)。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。支援目標件数:400件 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者を対象に、学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加目標人数:120名	・施設外就労支援事業の継続実施及び作業依頼部署の増加 ・市役所における優先調達実績額の増加 3,000,000円 ・障害特性に応じた就労支援。

施策分野9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進

○本市では、障害のある人たちが地域の人たちと交流できる機会を増やし、障害のある人の社会参加を進めていくため、障害のある人とともに行うことができるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への助成を行っています。障害のある人の生活を豊かにし、自立と社会参加の促進を図るため、引き続きスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等の充実に向けた支援や社会環境の整備を進めていくことが必要です。
○共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、2026年にはアジアパラ競技大会が愛知県で開催されることから、これを契機とした地域における障害者スポーツの一層の普及に努めることが求められます。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R5) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①文化・芸術活動の推進	・文化活動の情報提供 ・団体等に対するイベント開催支援	地域福祉課 障害者福祉センター 市民協働課 学び支援課	【文化活動の情報提供】 ・各種イベント等の情報について、広報にっしんへの掲載、生涯学習情報誌の各戸配布、公共施設へのチラシ配置により、広く市民へ情報提供と広報活動を行った。 【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金により計5団体が補助を受けて文化・芸術・レクリエーション活動を実施し、延べ1,007人が参加した。 ・にぎわい交流館奨励事業として、各公共施設に各団体のイベントチラシを配架した。	【文化活動の情報提供】 ・障害のある方を含め、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、広く市民に情報提供を行う。 【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害のある人や子どもが地域の人たちと交流し社会参加する機会を継続して創出する。6団体/年 ・各団体から奨励事業の申請があれば随時対応する。	・市補助により実施された文化活動事業における参加者数の増加。 ・文化芸術活動について、誰でも情報を簡単に得られるような周知活動を行う。 ・市民活動団体が活動しやすい環境を提供する
②視覚障害者等の読書環境の整備	・視覚障害者等の読書環境の整備	図書館	【視覚障害者等の読書環境の整備】 ・図書館の障害者サービスを登録している利用者のうち希望する方へ録音図書及び点字図書を郵送で貸出した。 ■録音図書(4回)、点字図書(50回) ・市内公立小学校による見学時に点字図書及び録音室の紹介をした。	【視覚障害者等の読書環境の整備】 ・アクセシビリティに優れた電子図書館を導入し、読み上げ機能付きのコンテンツを利用者へ提供する。	・誰もが図書館の資料にアクセスでき、読書の楽しさを享受できる環境にする。
③スポーツ・レクリエーション活動の推進	・スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供 ・団体等に対するイベント開催支援	地域福祉課 障害者福祉センター 市民協働課 学び支援課	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・障害者スポーツ大会の各種大会に参加できるよう、国や県からの案内に応じて対象となる当事者や団体に対し必要な情報を提供した。 ・各種イベント等の情報について、広報にっしんへの掲載、生涯学習情報誌の各戸配布、公共施設へのチラシ配置により、広く市民へ情報提供と広報活動を行った。 【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金により計5団体が補助を受けて文化・芸術・レクリエーション活動を実施し、延べ1,007人が参加した。 ・にぎわい交流館奨励事業として、各公共施設に各団体のイベントチラシを配架した。	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・障害者スポーツ大会の各種大会への参加に関する情報提供の継続 ・障害のある方を含め、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション教室等に参加できるよう、広く市民に情報提供を行う。 【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害のある人や子どもが地域の人たちと交流し社会参加する機会を継続して創出する。6団体/年 ・各団体から奨励事業の申請があれば随時対応する。	・市補助により実施されたレクリエーション活動事業における参加者数の増加 ・スポーツ・レクリエーション活動について、誰でも情報を簡単に得られるような周知活動を行う。 ・市民活動団体が活動しやすい環境を提供する